

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公表番号】特表2008-508396(P2008-508396A)

【公表日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-011

【出願番号】特願2007-523595(P2007-523595)

【国際特許分類】

C 08 F 8/42 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 5/544 (2006.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

C 08 G 18/83 (2006.01)

【F I】

C 08 F 8/42

C 08 L 101/00

C 08 K 5/544

B 32 B 27/00 101

C 08 G 18/83

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月11日(2008.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリマー100gあたり約3ミリ当量を超える内在化非三級アミンを含むポリマーであって、

複数の内在化ポリマー結合したZNHLS*i*(OP)_a(X)_{3-a-b}(Y)_b単位
(式中、

Zは水素またはアルキルから選択され、

Lは二価のアルキレンから選択され、Lは1つ以上の二価の芳香族基またはヘテロ原子基で中斷されていてもよく、

Pは1つ以上のポリマー鎖を表し、

aは1~3であり、

a+bは1~3であり、

各Xは加水分解的に安定した基であり、

各Yは不安定基であり、

XまたはYは複数である場合、独立して選択されてもよい)

を含む、ポリマー。

【請求項2】

アミノ置換オルガノシランエステルまたはエステル同等物と、複数の極性官能基を有するポリマーと、の反応生成物を含む結合組成物であって、

複数の極性官能基を有するポリマーが、

(i) エステルまたはエステル同等基を置換し、前記ポリマーがケイ素原子を介してシランに共有結合する、シランエステルまたはエステル同等物、

(ii) 反応生成物が内在化 Si - O - Si および NHR 基を有する、ポリアミドまたは熱可塑性ポリウレタン、または

(iii) 酸無水物官能基を有するポリマーであって、アミノシランの量が顕著な架橋を防止するのに十分であり、反応生成物が内在化 Si - O - Si および NHR 基を有する、ポリマー

から選択される組成物と結合性に反応性がある、結合組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

好ましくはフルオロポリマーは、溶液または分散体から押し出しありは被覆できる材料である。このようなフルオロポリマーは、典型的に約100 ~ 約330、より好ましくは約150 ~ 約270の融解温度を有するフルオロプラスチックである。好ましいフルオロプラスチックは、ニフッ化ビニリデン(VDF)とテトラフルオロエチレンから誘導される共重合単位を含んでもよく、さらにその他のフッ素含有モノマー、非フッ素含有モノマー、またはそれらの組み合わせから誘導される共重合単位を含んでもよい。適切なフッ素含有モノマーの例としては、テトラフルオロエチレン(TFE)、ヘキサフルオロプロピレン(HFP)、クロロトリフルオロエチレン(CTFE)、3-クロロペンタフルオロプロペン、過フッ化(完全フッ素化(perfluorinated))ビニルエーテル(例えば $\text{CF}_3\text{OCF}_2\text{CF}_2\text{CF}_2\text{OCF} = \text{CF}_2$ などのペルフルオロアルコキシビニルエーテルと、 $\text{CF}_3\text{OCF} = \text{CF}_2$ および $\text{CF}_3\text{CF}_2\text{CF}_2\text{OCF} = \text{CF}_2$ などのペルフルオロアルキルビニルエーテル)、およびフッ化ビニルが挙げられる。適切な非フッ素含有モノマーの例としては、オレフィンモノマーなどのエチレン、プロピレンなどが挙げられる。